

昔日の體面を忘れて窮民と共に施療券に隨喜するは少かるべく、又少からざるべからず。此廉恥心こそはやがて其發奮向上の動機ともなるべきものにしてこれなくば彼等は既に物質的にも精神的にも自殺せるものと謂ふべく、何等下流と選ぶ處なきなり。而かも其の家人の病を獲る毎に多額の診察料藥價を醫師に拂ふが如きは、彼等の苦痛此の上もなく、彼等はこれに依りて一層其困憊を加ふるか、然らずんば如何はしき賣藥自療等に依りて益々其元氣を減殺せらる。是に於て余輩は國家が下流社會に對する慈惠病院の如く、主として彼等の爲めに一種の完全なる實費療病機關の增設を望まざるを得ず、而して其は必ずしもこれを特設するに及ばず。從來設立せる赤十字病院若くは府縣立病院の如きを利用するも亦可なり。唯同一病院中に他の一般患者を混入する事と、これを民間開業醫若くは其の醫院に託する事とは断じて不可なり。

思ふに現今の開業醫は醫師法の下に適法の報酬を受くるといはんも、一般民力の程度よりいへば猶遺憾なきを得ず。學歴經驗ある若干の醫師を擁して診察料藥價を一般開業醫のそれよりも輕減し、若くは免除する府縣立の病院が常に彼等の怨府となりて直接間接に其壓迫を受け、中には彼等の希望を容れて折角の設立の趣旨を没却するの已むなきに至れるものさへあるを見すや、濟生會の事業として慈惠病院の設置の最も時宜に適せるにも拘らず、此特種施設病院の弊害多しと稱して姑息なる施療券制を採用せんとするが如き、亦一般醫師の反抗を顧慮せるが爲めならずとせんや。彼等にして縱し自費患者と施療患者との間に何等輕重を敷く事なきを得るとせんも、患者自身の心理狀態は到底彼等の公平を疑はざるを得べからず。自己の名譽と體面とを自覺する中流人士に於て殊に然るものあるべし。これ實に無意味の救濟なり。故に余輩は國家が深く時勢に鑑み、理由なき外間の壓迫懲訴に耳を假す事なく、社會政策の根本義より打算して此の實費療養の機關を増設し、主として社會中流の救濟保護に充てん事を切望して已まざるものなり。」と說いてゐる。

尙ほ又安達憲忠は「施薬救療に對する卑見」と題し、喜多見行正は「齒科と貧民救療」について夫々論及し⁽¹³⁾、文學士生江幸之は「巡回看護婦事業」と題して、貧困者の救療問題を論するに當つては、巡回看護婦事業を輕視すべからずとなし、識者の注意を喚起してゐる。その説くところを見るに、我が國には八、九千人の看護婦に見習看護婦を加へれば約十萬人を有するも、未だ一つの巡回看護婦事業を經營するものなき現状なりとて之を概し、巡回看護婦事業は貧窮病者の治療上極めて重要な所以を説き、次いで紐育、倫敦、市俄古等に於ける該事業の概況を紹介してゐる。因みに本文稿は『慈善』誌上にも發表されてゐる。⁽¹⁴⁾

右の如く國家醫學會に於ては、貧窮民の救療問題に關して精査研究を要するものとして、各界達識の士を一堂に集めて講演會を開き、或はその意見を雑誌に掲載する等して優渥なる聖旨に奉答し奉らんとしたが、更に此の年六月三十日、左記の如き問題を提供して學者、名士等の意見を徵し、社會の視聽を施薬救療問題に集注せしむるところがあつた。⁽¹⁵⁾

「問 題」

- 一、施薬救療を受くべき貧民の資格は如何なる標準に依り如何なる方法手段を以て之を定むべきか。
- 二、無告の貧民の疾病治療費は何人に支拂の義務を負はしむるを法理上最も適當と爲すか。
- 三、施薬救療を必要とするが如き極貧者の増加を豫防する最良の社會政策は如何。
- 四、貧民救療の實績を擧ぐるには療病院の設立及施薬救療券の配布の外別に尙先決を要する重要問題なきか若し之ありとせば其性質内容及方法等の詳細。
- 五、施薬救療は美舉なるも之に伴ふ弊害も亦妙しとせず此弊を確實に防止する方法如何。
- 六、施療的結核療養所の設立及其維持法。
- 七、無資力癩患者收容所の外別に稍々資力ある癩患者を收容するに適當なる慈善的癩療養所即ち癩村又は癩島設置の

必要なきか若し之ありとせば其方策如何。

八、全國數個所に施療的精神病院設立の必要なきか若し之ありとせば其設立及維持の方法如何。

九、貧民救療問題に對して醫師社會の當然取るべき適當の態度及覺悟は如何。

一〇、貧民救療問題に對して社會人士の當然取るべき適當の態度及覺悟は如何。

一一、貧民救療問題に對して政府の當然取るべき適當の態度及覺悟は如何。

一二、其他

此の問題に對しては各方面より回答が寄せられたが、其の一例として同愛社が同年九月十七日を以て回答したるもの
を掲げることとする。⁽¹⁷⁾

「第一問ニ答フ 貧民施療ノ制度無キ今日、之ガ資格標準ヲ定ムルハ甚難事ナリ、先其貧民ト認ム可キ者ヲ左ニ略記セん。

戸主日々ノ所得常ニ一家ノ生計ヲ立ツルニ足ラザル者

家族多數ニシテ一家持キテ爲シ辛フシテ生活ヲ爲ス者

戸主自身羸弱ニシテ勢力ニ堪ヘザル者

平常相應ノ收入アルモ酒色ニ浪費シ、懶惰放縱ニシテ、賭博ヲ好ミ、投機ヲ事トシ、遂ニ失敗窮困ニ陥レル者等ハ其行爲重々可惡者ナレ共既ニ貧窮ニシテ疾病有ルニ至リテハ拋棄ス可キニ非ズ當時者ハ切ニ教誡ヲ加ヘテ其疾苦ヲ救フ可キ者トス。

右資格ヲ審定スルニハ市町村吏又ハ警察署ニ委託スルヲ便宜トセん。

第二問ニ答フ 我國從來ノ習慣トシテ開業醫ハ各自一ヶ年所得ノ一割乃至其餘ヲ施療救療トシ來レルモ、世ノ進運ニ

隨ヒ年々之ガ數ヲ増加シ今ヤ恐多クモ、至尊収慮ヲ煩シ奉ルニ至レリ豈恐懼ノ極ニアラスヤ、此際宜シク施療救療ノ規矩ヲ定メ、其費用ノ如キハ國家經濟若クハ市町村費ヲ以テ支拂ハシメ尙中流以上ノ生活ヲ爲ス者ハ各應分ノ資金ヲ出シテ之ヲ助クルヲ至當トセん。

第三問ニ答フ 是ハ爲政者ノ思慮ヲ要スル者ナリ、我同胞ヲシテ此悲境ニ至ラシタルハ世ノ風潮ニ由ルトハ雖トモ一面ニ於テハ亦責ノ歸スル所ナクンバアラズ、願ハクハ深思熟慮此上數ノ增加セザル様所謂綱繆牖戶ノ策アラン事ヲ希望ス、其方法トシテハ種々アランモ、先づ各人相應ノ業ヲ與ヘ遊惰放縱ノ者無カラシメンヲ期ス、然シテ多少ノ收入アル者ニハ、其中ヨリ些少ナリトモ蓄積ヲ爲サシメ、他日不時ノ用途ニ充ツ可シ、爲メニ小額保險、貯蓄保険等ノ法ヲ設ケ、自營自立ノ心ヲ起サシムルヲ肝要トス。

元來都會ノ者殊ニ江戸子ト稱スル者ハ朝夕ヲ謀ラズ、宵越ノ錢ハ持タヌト云ヲ誇リトスル惡風アリ嚴ニ矯正セザル可カラズ。

第四問ニ答フ 醫者ガ各自貧民ニ對シテ施薬ヲ爲シ來リシ事ハ前述ノ如キモ向後世ノ風潮ハ如何ニ變遷スルヤ測ル可ラズ、宜シク今ニ及ビ社會ハ有志團體ヲ組織シテ醫師從來ノ美風ヲ翼賛シ可及的其施療ニ便益ヲ計リ、永ク其美ヲ失ハザラシメン事ヲ望ム、是將ニ醫師ノ爲而已ニ非ズ、一般社會ノ爲メナレバナリ。

病院設立ハ固ヨリ可ナレドモ財政上先後緩急ヲ計ル可シ、其廣大ニシテ美麗ナランヨリハ寧ロ小規模ナルモ着實ニシテ虛飾ナキ者ヲ所在ニ設クルヲ宜シトセん。

第五問ニ答フ 恩ニ慣ル、ハ小人ノ常ナレバ懶惰者ハ依頼心ヲ生シ、狡猾漢ハ詐僞ヲ計リ、貧民ノ體ヲ裝ヒ、無代價治療ヲ受クルヲ得意トスル者ヲ生スルナシトセズ、如此破廉恥漢ハ精々其資格ヲ調査シ、警戒ヲ加ヘサル可ラズ、聞ク歐洲ニテハ豫テ貧民ノ爲メニ臺帳ヲ製シテ其氏名ヲ登記シ置キ、他日施薬救療ヲ乞フ時ハ臺帳ニ照査シ眞實其

第二節 屢詔渙發による輿論の喚起

者ト認ムレバ、直ニ治療ニ就カシムト、當事者ハ此法ニ倣ヒテ詐欺ヲ防クノ用意ヲ爲ス可シ、又施療券ヲ取扱フ者私恩ヲウリ、濫接スル事無シトセズ亦取締法ヲ設ケザル可ラズ。

第六問ニ答フ 暴虐ヲ逞ウスル「コレラ」「ベスト」ノ如キモ方法宜キヲ得レバ驟兩ノ雨フルガ如ク、其猖獗一時ニシテ止ムモ、結核ニ至リテハ年中絶エズ慘劇ヲ呈セリ、實ニ可恐ノ甚シキ者ナリ、歐洲ニテハ之ガ療養所ノ設アリテ、大ニ効ヲ奏セシト、我邦モ亦之ニ倣ヒテ其設ヲ爲サ、ル可カラズ、殊ニ貧民ノ此病ニ罹レルハ別シテ悲慘ヲ極ム、療養所ハ決シテ壯大ヲ要セズ、只々空氣ノ流通ヲ第一トシ、冬暖ニ夏涼シク、瀟洒清潔ニシテ實地ニ便ナルヲ要ス、其建設ト維持費ノ如キ可成節減シテ實績ノ舉ラン事ヲ望ム、市町村ノ出資ト有志家ノ補助ヲ望ム、此事ハ國家ヨリモ一臂ノ力ヲ添ヘラレン事ヲ望ム。

第七問ニ答フ 凡不幸ナル病ハ癩ヨリモ甚シキハ無カル可シ、容貌ノ醜惡ヲ現スル、世人ニハ嫌惡セラレ、人ニシテ人ニ非ザルノ觀アリ、之ヲ一所ニ收容スルニハ世ト離レタル僻遠ノ地ヲトシ、病院風ナラヌ瀟洒タル家屋ヲ營築シ、病勢ノ輕重ヲ分チテ其室ヲ異ニシ、各自隨意ノ娛樂ヲ爲サシメ、倦厭ノ心ヲ生セサラシメン事ニ注意シ、時トシテハ說教師ヲ聘シテ慰安ヲ與ヘ、安心立命ノ地ヲ得セシメン乎、尙其資力アル病者ハ應分ノ資ヲ出サシムルヲ至當トス、現今府下ニ收容所アルモ小規模ノ者ナラン、早晚各地ニ之ヲ設ケ收容ニ努ム可シ癩島、癩村ノ設ケ尤然ル可シ。

第八問ニ答フ 全國各地ニ施療精神病院ヲ設ケ固ヨリ必要ナリ、我東京市ノ如キハ既ニ其設ケアリ、又各處ニ私立病院アリテ市ノ依託ヲ受ケ入院治療ヲ爲スト聞ク、目下先づ普通施療ノ事稍緒ニ着キテ後、徐々ニ計ルモ可ナランガ、

地方ニ至リテハ其狀況ニ因リ、急ヲ要スル處モ有ルベシ、其費用ノ如キ又市町村ト有志家ニ俟タザルベカラズ。

第九問ニ答フ 施藥救療ノ事、今後益患者ノ數ヲ加フルニ至ラバ、開業醫如何ニ苦慮スルモ隻手江河ヲ擇フルノ嘆ナキ能ハズ、幸ニ施療問題ノ起ルニ逢著ス、誠意其事ヲ計ラザル可カラズ、然レ共醫ハ限り無キノ病者ニ對シ、從前

爲シ來リシ如キ體ニテハ廣ク患者ニ接スル能ハザラン、公設私設ノ依囑ニハ相當ノ報酬ヲ受クルヲ至當トス、若又自家ノ篤志ニ因リテ治療スルハ隨意タルベシ、古來醫ハ仁術ナリト云フ、業既ニ慈悲仁愛ヲ本トシテ對病施治、起死回生ノ功ヲ奏スルハ猶佛氏ノ衆生ヲ濟度シ、苦ヲ拔キ樂ヲ與フルト同ジカル可シ、自家腦裏、至公至誠ヲ以テ病者ニ臨ミ、醫ノ本分ヲ盡サザル可ラズ。

第十問ニ答フ 貧民救療問題ニ對シテ社會人士ハ大ニ同情ヲ寄セ、稍有餘ノ人ハ相當ノ資金ヲ投ジ、窮途ニ泣ク同胞ヲ救護セザル可ラズ、是人道ノ義務ナレバナリ、從來醫師ハ直接ニ病者ニ接スルヲ以テ、其窮狀ヲ見ルニ忍ビズ、秦人ガ越人ノ瘦瘠ヲ見ル如ク、痛痒相關セザルノ觀ヲ爲ス可キニアラズ。

第十一問ニ答フ 貧民救療問題ニ就キテハ 疫詔煥發有リシ今日、最大好時機ナリ、宜シク之ガ規定ヲ設ケ普救廣濟ノ實ヲ舉ケン事ヲ望ム、又開業醫師カ年來暗々裏ニ爲シ來リシ功績ノ埋沒ス可ラザルヲ記憶セヨ。

元來、東洋ノ醫事ハ、志士仁人黎民ノ疾苦ヲ見ルニ忍ビズ、愛愍ノ餘ニ出テ爲シ來リタル者ニテ、之ヲ以テ稼業トシ、衣食ヲ求メタルニハ非ズ、支那ニ於ル神農氏ノ如キ、我國ニ於ル大己貴少名彥名命ノ如キ皆然リ、漢方醫ノ崇拜スル所ノ張仲景ノ如キモ、長沙太守タリ、其他某トイヒ某トイフ、多クハ高人逸士ノ慈善心ヨリ出デシ者ニテ、往時醫者ハ世上一般病者ノ請ヒニ應ジテ診察治療ヲ爲シタレドモ、現今ノ如ク診察料、藥價ノ請求書ヲ出ダス事ナク、病家ノ意ニ任カス事ナリキ、俚言ニ「醫者ノ藥禮ト御庭ノ櫻、取りニヤ行カレズ矣（先）次第」ト云ヒタリ語甚鄙俗ナレドモ以テ當年ノ事ヲ證スルニ足レリ、是他ナシ、醫ノ多クハ食祿有ルニ因テ敢テ逼迫シテ其報酬ヲ求メザルモ可ナレバナリ、然ルニ病家ノ篤實ナル、猶神佛ニ祈願シテ賽スルガ如ク、必應分ノ報ヲ爲シテ謝意ヲ表シタ

第二節 瘟詔煥發による醫職の喚起

リ、德義上ノ交リニシテ美風ト云可シ今日ハ大ニ然ラズ、醫ハ一ノ營業トナリ、診料受ケザル可カラズ、藥價請取ラザル可ラズ、ニ書出シヲ與ヘ若病家之ヲ拂ハザレバ法衙ニ訴ヘテモ之ヲ取ル、昔日ト大ニ其情状ヲ異ニス、然レ共、如此世智辛キ世ト成リテモ尙、所得ノ幾分ヲ施シ、括トシテ意ニ介セザルハ是亦往昔ノ遺風ノ殘存スル所ニシテ斯界ノ盛事ト云可シ、惟フニ醫家ニ藥局ノ有ン限りヘ、此事存スルナランカ。」

因みに同愛社に於ては、此より毎三月十三日、施藥救療に關する左記建言書を東京府知事を經て内務大臣に提出し、全國各地に救療醫員を設けて、貧困者に醫療を均霑せしむるの良策なることを献策してゐる。⁽¹⁵⁾

「施藥救療之儀ニ付建言」

今般 聖上陛下ヨリ無告ノ窮民ヘ施藥救療ノ資トシテ御下賜金相成候事實ニ廣大無邊ノ御仁惠ト難有御事ニ奉存候テハ其ノ實施方法等定メテ萬々御賢慮被爲在候儀ト奉存候共積年同愛社ヲ結ヒ貧民施療ニ從事仕聊經驗モ御座候ニ付卑見ヲ披陳シテ御参考ニ供シ度奉存候幸ニ萬一ノ御裨補トモ相成候ハ、本懷之至リニ奉存候 聖旨ハ天下一般隅々隈々迄モ普及候様トノ御事ニ可有御座候然ルニ方今普通ノ考案トシテハ必ス先ツ第一ニ病院建設ヲ謀リ候事ニ可有之ト推察仕候、病院建設固ヨリ結構ノ學ニハ相違無之候得共時勢民度モ有之建設ニ付テハ莫大ノ費用モ相懸候義ニ付 聖旨ヲ奉體シ、加フルニ華族、富豪、有志者ノ出資ヲ以テ精勵從事仕候トモ當今ノ時勢一縣下數ヶ所ニ病院ヲ建設スルニ過キサルヘクト存候然ルニ上ハ其所在地ノ近傍ハ特ニ惠ヲ受ケ候モ稍ヤ遠隔ノ地ニ至リテハ兩蘇均霑ノ洪恩ニ浴スル能ハス、遺憾千萬ノ事ト存奉候、由テ愚考ニハ 聖旨普及ノ爲ニハ先ツ各市町村ニ於テ其區域ヲ計リ信賴ス可キ医ヲ可成多數御選定ニ相成リ治療ノ事御委任ニ成リ候ハ、費用モ嵩ミ不申シテ到ル處救療醫員ノ設アリ、患者ノ便益ヲ得ル事不尠少 聖恩普及廣濟ノ捷徑ト奉存候勿論斯ク申上候トテ其間有志者ノ出資アリテ病院設立ニ相成候ハ固ヨリ望ム所ニ有之只時勢上先緩急ノ序ヲ謀リ申上候次第ニ御座候其實施ノ方法ノ如キハ若御下問モ候ハ、同愛社創業

以來多年實地經驗ノ情況詳細陳述可仕候尙御参考ノ爲メ別紙相添ヘ電覽ニ供シ候何卒一日モ速ニ 聖旨ニ奉酬候様仕度トノ微衷ヨリ淺劣ヲ省ミス冒瀆尊嚴仕候恐惶謹言

明治四十四年三月十三日

内務大臣法學博士男爵 平 田 東 助殿
下谷區上野櫻木町一番地社團法人同愛社長 高 松 凌 雲

註	(1) 國家醫學會雜誌 第二九一號「勅語恩賜記念號」(明四四・六・三〇) 五頁
(2)	同
(3)	同
(4)	同
(5)	同
(6)	同
(7)	同
(8)	同
(9)	同
(10)	同
(11)	同
(12)	同
(13)	同
(14)	同
第二節 優詔渙發による輿論の喚起	三四三

(15)(16)(17)(18) 慈善 第三編 第一號(明四四・七) 四五九頁
國家醫學會雜誌 第二九一號(明四四・六・三〇) 所收
同愛社・同愛社五十年史(昭三・一)[一] 三五八一六五頁
同

三五一—三頁

三 施薬救療の優詔と各府縣醫師會等の活動

優詔の渙發は、我が國各界を擧げて施薬救療問題を論議せしめ、これに關する幾多の意見を開陳せしめるに至つたことは、前述の國家醫學會に於ける講演等に徴しても其の一斑を知ることが出来るが、此の間にあつて全國各府縣醫師會等は、如何なる態度を執り、如何なる救療策を有し、又如何なる活動を爲せしか、少しく之を瞥見することとする。蓋し施薬救療のことたる、醫師會等の動向に影響されること最も大なるものがあるからである。

顧ふに全國各府縣醫師會も例外なく、施薬救療に關する、優詔を拜するや、只管恐懼感激し、殊に自己の職責上より粉骨碎勵し、以て、理旨に副ひ奉らんことを誓ひ、或は建議に於いて、或は決議に於いて其の赤誠を披瀝するところがあつた。今其の中四、五の例を擧示するに、優詔渙發の翌月二十三日、關西醫師大會が伊勢山田市に開催されたが、同會議に於いて、大阪・三重・滋賀・岐阜の委員提出にかかる「本會は貧民施薬問題に對し社會に於ける仁術の誤解を矯正し、純然たる施薬機關の完備に盡力すること」を上提し、此が調査を常務委員に一任することとして可決してゐる。⁽¹⁾

又五月二十一日、愛知縣醫師會は、第三回總會を縣議事堂に開催して、「施薬救療に關する建議書」を内務大臣及び縣知事に提出するの件を可決するに至つてゐる。右建議は、全國有數の大都市にのみ少數の施薬機關を設立することを不可とし、全國各市町村毎に施薬機關を設置して、治く貧窮民に皇恩を均霑せしむること外數項に亘るもので即ち左の如く⁽²⁾

「一、有數の大都市に少數の施薬病院を建設するは救濟普及の適策に非ざること

一、普く天下の無告窮民を救療せんと欲すれば全國各市町村に施薬機關を設くること

一、大病院設立の如き多額の經費を要するものは可成之を避け専ら救療の實費に充用すること

一、各市町村に施薬券を發行し、町村にては其地の醫師に囑託し普く無告の窮民を救濟すること

一、偽貧者を取締りて眞貧者の救濟力を減殺せしめざる様注意すること

一、偽貧者は都市の大なるに從て多く小村落に至るに從て小數なるのみならず之が取締の便利なること

一、法規拘泥の結果極めて微少の資財あるが爲めに却て救療の恩典に浴し得ざるの不幸を見ることありて自然自暴自棄の心を發起せしむるが如き過失なき様豫め其良策を講究すること

と建議するに至つたのである。又大阪醫師會は、優詔を拜するや、「施薬恩賜金措置に關する調査委員」を設けて調査研究を遂げしめたが、四月二十四日を以て其の委員會を開催した結果、施薬救療の御下賜金は之を各府縣へ適當に分配して純然たる施薬病院設立資金の基本として充當するを妥當とし、之を内務大臣へ建議するの件を可決し、左の如き建議書を提出するに至つてゐる。⁽³⁾

「本年紀元節ノ佳辰ニ方リ下シ給ヘル御詔勅ハ病苦救療ヲ受クルニ途ナキ無告窮民ノ天壽ヲシテ均シク太平ノ丈ニ全カラシメントノ聖旨ニシテ聖恩ノ優渥ナル感泣措ク能ハサル所ナリ希クハ施薬救療ノ御下賜金ハ各府縣窮民ノ多寡ニ應シ之ヲ分配セラレ以テ各地方施薬病院設立ノ基金ニ充テシメラレンコトヲ幸ニシテ此議御採用ヲ得ハ我大阪府ノ如キハ之ニ有志ノ義捐ヲ添ヘ速ニ純然タル施薬院ヲ設立シ以テ聖旨ノ恩遇ニ浴セシメ度懇祈希望ノ至ニ堪ヘス茲ニ衆議ヲ裁シ本會ヲ代表シ謹テ建議候也

明治四十四年四月

大阪市醫師會長 緒 方 正 清

第二節 優詔渙發による興奮の喚起

三四五

尙ほ大阪市醫師會は大阪市に於いて實施すべき施療策を樹立する爲めに市内に就いて基礎調査を行ふこととし、左の如く⁽⁴⁾

- 〔一〕 大阪市ニ於ケル貧民ノ數ヲ調査スルコト
 - 〔二〕 同貧民ノ程度ヲ定ムルコト
 - 〔三〕 行旅病者ノ調査
 - 〔四〕 工場ニ於ケル施療機關ノ調査
 - 〔五〕 大阪市醫會々員ノ施療高
 - 〔六〕 大阪市ニ於ケル現在施療機關ノ調査
 - 〔七〕 大阪市ニ匹敵スル歐米ノ都市ニ於ケル施療機關ノ調査
 - 〔八〕 施療病院ノ設計
 - 〔九〕 施療病院ノ維持及管理法
 - 〔十〕 其他之ニ關聯スル事項ノ調査
- といふ調査の十項目を定めて調査を開始することに決定するに至つてゐる。
- 又同月二十七日、大阪私立衛生會は、御下賜金處分方に關して平田内務大臣に建議書提出の件を決議し、翌五月一日付を以て建議するに至つてゐる。其の要旨は慈善篤志家に寄附金を募集し、之を御下賜金に合せ、其を以て施療機關を設立して永久に貧困者の救療に努め、聖恩に浴さしむべしと云ふのであつた。⁽⁵⁾ 尚ほ同會に於いては、施療救療の聖旨を奉じて、同會自體が實施すべき救療策に關して具體案を得る爲め、施療事業調査委員を設けて調査を行はしめたが、其の結果、調査委員長醫學士柳琢藏より同年六月六日提出された報告書に依ると、大阪市内に於いて施療を必要とする方
- 面二十ヶ所ありとし、其の二十ヶ所に同會の施療部を設置して、其の方面居住の醫師をして、該地區内に於ける貧窮病者の施療を擔當せしむること外五項に亘るものであつて、此が速なる實施を要望してゐる。左に其の報告書を掲ぐることとする。⁽⁶⁾
- 「貧患施療の件に付報告
- 義に本會評議員會に於て貧患施療の件に關し其調査を事業調査委員に囑託せられたるを以て過る五月六日委員會を開き調査の結果安東委員より提出ありし別紙施療法施行案は頗る機宜に適したものと認め可決したり惟ふに今回本會に下附せられたる選奨金は既往の功績を賞せられたると同時に將來の勉勵を希望し下附せられたるものなれば此際之を活用して貧患者施療の資に充つるを得ば紀元節 聖詔の大御心にも副ひ又本會をして一層活動せしむるものと云ふべし希くは之を採用し實施あらんことを
- 明治四十四年六月六日
- 東京調査委員長 柳 琢 藏
- 大阪私立衛生會々頭 高 崎 親 章 殿
- 貧患施療法施行案
- 一、大阪市内必要と認むる方面凡て二十ヶ所に本會施療部を置き所在の醫師に其醫務を依頼すること。
- 一、施療券を發行し之を各警察署に託して應用を依頼すること（施療券を附與すべき患者の貧困程度は警察官の見込に一任し巡査の實狀報告に據りて適宜附與せらるゝ様依頼す）。
- 一、施療券は一枚一人一病期間に限り其程度當該嘱託醫に於て之を領置すること。
- 一、豫め府立病院慈惠病院等に交渉を遂げ施療患者にして入院を必要とする者あるときは之を入院せしむること。
- 第二節 優詔漢文による輿論の喚起
- 三四七

一、施療券面には患者の住所、氏名、職業、年齢を記入し（附與すべき處に於て）裏面には注意事項各施療部所在町名及び囁託醫師の氏名を印刷すること。

一、毎年末に於て一ヶ年中各施療部に於ける施療患者數の報告を受け當該醫師に相當挨拶をなすこと。
越えて五月には二十四日、仙臺醫師會は、春季總會を開催して、優詔に奉答するの途を講究し、會員一同施薬救療のことに碎勵することを決議すると共に、仙臺市内に富豪の義捐金を以てする施療病院を設立すべきことを市長に建議する件を可決し、同日、左の如く

「施療病院設立の建議」

我仙臺醫師會は本年二月十一日降し給へる聖旨を拜讀し感泣實に措く能はざるを以て直ちに役員會を開き至仁至慈なる聖慮に奉答するの道を講究し茲に貧民施療病院を創設することを發議し委員を擧て精密なる調査を遂げしめたり然るに仙臺市に於ても夙に聖詔に對する適當の計畫可有之と信じ濟生の事業に就ては一に仙臺市長の盡力に倚靠し我々醫師は協心同力して一身を犠牲に供し熱誠以て其衝に當り聖旨の萬一に副へ奉らんことを誓へり仄に聞く舊宮城病院の地所建物並に不用の器具は悉く之を公賣に附せらるゝといふ果して然らば市長に於て當局と交渉せられ無償を以て拂下げを爲し一切の經費は専ら富豪の義捐に待ち並に地方費及市費の補助を仰ぎて其資に供し無告窮民の爲めに施療病院を設立相成度然ば則ち上は以て至仁慈なる聖詔に奉答し下は以て優渥なる聖慮を治く徹底せしむることを得べし要するに我仙臺醫師會は施療病院設立の曉には一意專心施薬救療の事業に盡瘁致べく本會總會に於て全會一致の決議に依り此段及建議候也

明治四十四年五月廿四日

仙臺市長 遠 藤 庸 治 殿

仙臺市醫師會長 山 形 仲 藝

と建議してゐる。青森縣醫師會は、五月二十五日、總會を開いて、濟生會の行ふ施薬救療事業に協力し、以て聖旨に副ひ奉らんことを期し、左の如き

「決議案」

本年紀元節に於て優詔を換發せられ無告の窮民醫藥給せず天壽を全ふすること能はざるを軫念あらせられ特に御内帑金を下賜せられたるは一般臣民の感泣措く能はざる所なり今や優詔を奉戴して恩賜財團濟生會組織せられ其地方に對する方法又將さに近日發表せられんとす本會は適當の時機に於て地方當局と力を協せ最善の方法を盡して聖旨に副ひ奉らんことを期す右決議す

青森縣醫師會

といふ決議案を附議可決してゐる。熊本醫師會は同月二十八日、總會を市役所樓上に開催して施療機關を設立するの議案を決議してをり、同日、富山縣醫師會總會に於いても亦「貧民救療法調査會」設立方を縣へ建議するの件を可決してゐる。⁽¹⁰⁾又此の頃、岐阜市醫師會は、聖旨に奉答する爲め優詔換發後間もなく總會の議に依り施療券を發行して貧困者の施療を開始すると共に、爾後施薬救療に關する調査を遂げて、決議を發表してゐる。其の要旨は、醫の仁術性に依頼して醫師の恣意的救療に貧困者の診療を任すが如きは、施薬救療事業の發達を阻害するものとなし、之を排撃することを主張する一方、其の正常なる發達を計るために、各府縣に慈惠病院を設立し、遠隔の地には其の分院又は施薬所を配置して、救療券に依る施療を行ひ、又町村には公醫を設置し、斯くして治く貧困者を聖恩に浴せしむべし、と云ふにあつて、其の決議文は

「從來我が國に社會的重要な救療事業の振起せざるは古謬醫は仁術なりとの意義に誤解あるが爲めに自然救療は醫師の負擔と見做され世人は之を全く度外に置きたるに由る

吾人は仁術の誤解に由れる斯の如き自然的救療が患者に不利を與へ且醫業の發展に妨害を加ふるものあるを憂ひ之を

「第二節 優詔換發による輿論の喚起」

責任ある救療方法に改むべきことを主張す。

救療は都鄙を論せず一般に無告の貧民を救濟する目的とし府縣に慈惠病院を起し遠隔の地に分院又は施薬所を配置し救療券を發行し市町村に公醫を置き官憲と協力して聖旨の貫徹に盡力すべし。

慈惠病院の治療的設備は素より完全を期すべしと雖も諸事努めて質素ならんことを要す。

慈惠病院と地方醫師とは常に連絡を保つを要す。

本會は完全なる救療機關の普及を望み之が成立に極力贊助を與ふると同時に之に關する醫業上の改善を期す

明治四十四年月日

岐阜市醫師會

右の如きものであつた。

次いで六月三日、日本藥劑師會群馬支部は、臨時總會の決議により、醫療の資力なき窮民にして醫師の處方箋を持參する者ある時は、開局藥劑師に於いて施薬に應することとし、此が周知方を縣に依頼したるを以て、同縣知事は縣醫師會長、各郡市長及び警察署長に通牒を發するところがあつた。⁽¹²⁾ 又同月十五日、社團法人日本藥劑師會は、建言書を濟生會理事公爵桂太郎に宛て、提出し、濟生會に於いて施薬券を發行するが如きことある場合は、會員は進んで實費を以て投薬し、以て聖旨の一萬一に對へ奉らんと期するところがあつた。其の建言書を掲ぐるに⁽¹³⁾

「建言書」

本年紀元ノ佳節ニ當リ、聖上ニ於カセラレテハ濟生治療ニ關スル、優渥ナル勅語ヲ換發セラレ、特ニ内帑ノ資壹百五十萬圓ヲ下賜シ賜フ旨御沙汰アラセラル。聖德ノ宏遠ニシテ無告ノ窮民ヲ軫念アラセラル、ノ深キ沟ニ感激ニ堪ヘサル所トス、聞ク所ニ據レハ閣下等ハ夙ニ聖旨ヲ奉戴シ恩賜財團濟生會ヲ組織シ、既ニ其趣意書ヲ發表シ、孜々トシ

テ之カ施設ノ緒ニ着カル、然ルニ今ヤ朝野カラ勤セ同志相謀リ貴會ヲ援助シ以テ聖旨ノ貫徹普及ヲ期セリ、寔ニ之レ至忠至誠ノ發露ナラスンハアラスニ、勅語ヲ奉讀シ更ニ貴會ノ趣意書ヲ熟讀シタル吾等數千ノ藥劑師ハ感奮興起唯タ微力ノ聖旨ニ添フ能ハサルヲ恐懼スルノミ、然レトモ業ニ衛生保健ニ重大ナル關係ヲ有スル吾等藥劑師ハ如何テカ聖恩ノ厚キニ感泣シテ而已止マンヤ、之ヲ以テ私カニ期スル所アリ歐米諸國ノ救療事業ヲ調查シタルニ、就中獨逸柏林市ニ行ハル、施設ノ如キ採テ範ト爲スニ足ルヲ知レリ、即チ同市ニハ市直轄ノ下ニ貧民醫ト稱スル醫師ヲ配備シ、醫藥ノ自給スル能ハサル貧民患者ヲシテ診療ヲ受ケシメ、該醫師ヨリ得タル處方箋ヲ以テ開局藥劑師ニ投薬ヲ乞ハシム、而シテ其開局藥劑師ハ處方箋ヲ證左トシテ藥價ノ實費ヲ市當局ニ請求スルノ規定ナリ、如上ノ規定ハ全然蹈襲スルノ或ハ難事ナランモ、若シ貴會ニシテ之カ規定ヲ參考セラレ、貴會ヨリ發セラルヘキ施薬券ニシテ患者ヲシテ開局藥劑師ニ交付セシメラレナハ全國ニ散在スル本會員開局藥劑師ハ歡シテ實費ヲ以テ投薬センコトヲ期セリ、然レハ貴會ニシテ吾等ノ微意ノ在ル所ヲ採納シ賜ハ、醫師ノ診察ト相俟テ、病テ醫藥給セサル無告ノ窮民ヲシテ天壽ヲ全フセシメ、能ク其職役ニ從フ事ヲ得セシメ、延テ一國ノ活力ヲ充實セシムルノ助勢トモナスヲ得シカ、斯テ吾等ハ始テ海嶽ノ恩雨露ノ惠ヲ垂レサセ賜ヘル、聖上ニ對シ奉リ、國民奉公ノ一端ヲ盡シ得ヘキヲ確信ス、茲ニ別紙吾等社團法人日本藥劑師會ノ主旨目的ニ關スル定款及財產目錄ヲ添ヘ吾等所思ヲ建言ス

明治四十四年六月十五日

日本藥劑師會

會長 藥學博士 下山順一郎

恩賜財團濟生會

理事 公爵 桂 太 郎 敦

第二節 価値渙發による輿論の喚起

右の如くである。又六月十五日、門司市醫師會は、總會の決議を以て施療券一千枚を發行して施療を開始することにしており、⁽¹⁴⁾ 同月十八日、新潟縣醫師會は、總會に於いて裏に施薬救療に關する調査をする爲め委員を擧げて考究するとこうがあつたが、此の日被救療者の資格、救療の方法等を左の如く⁽¹⁵⁾

「受施療者の資格」

- 一、赤貧にして市町村の納稅に堪へざる者
- 二、憐むべき行旅病者
- 三、不慮の災害に罹り同情すべき者
- 四、鍛寡孤獨にして疾病に罹り資力なき者
- 五、一家の主働者にして疾病に罹り生計に苦しむ者

「施薬救療方法」

- 一、施療券を市町村役場及び警察官に委托し受施療者に隨時配布する事
- 二、醫師は施療券を持參せる患者を懇切に治療し其氏名住所病名轉歸を市町村長と協議し適當の處置を取る事
- 三、主治醫に於て入院治療を要すると認めたる時は市町村長と協議し適當の處置を取る事
- 四、醫師は施療券に對し相當の減額をなす事
- 五、醫師に乏しき地方には相當の補助を與へて適當の醫師を開業せしむる事」

と決定してゐる。次いで明治醫會に於いては、六月二十四日、幹事會を開催して濟生會救療事業に關して審議したる結果、救療事業はたゞに貧困一般疾病者のみを對象とすべきものでなく、むしろ結核患者救療のこととに盡力するの必要ありとし、左の如く⁽¹⁶⁾

「濟生會ハ其全力ヲ擧ゲテ結核豫防ノ事業ニ盡力スルヲ最モ適當ト認ムルモ今日ノ場合之ヲ實行スベカラザル事情モアルベキヲ以テ資テ其一半ノ力ヲ之ニ致サレンコトヲ希望ス」

と決議し、入澤、田代、宮代、遠山の四博士及び川上元治郎等が同會を代表して、同月三十日、平田内務大臣を訪問して具さに其の意見を開陳してゐる。

尙ほ此の歲、福井縣坂井郡醫師會は、聖旨に副へ奉らんことを期して郡内の窮困病者に施療することと定め、左記の如き救療規定に基づき、此の年十月一日より活動を開始するに至つてゐる。

「坂井郡醫師會救療規定」

畏クモ本年二月十一日ノ佳辰ニ於テ換發アラセラレタル優渥ナル聖旨ニ對シ奉リ本會ハ謹而其ノ微衷ヲ表センカ爲メ左記方法ニ依リ郡内ノ窮民ノ救濟スルノ目的ヲ以テ毎年施薬施療券百枚ヲ頒布シ聊カ聖恩ニ報センコトヲ期ス

但施薬施療券頒布ノ方法ハ別ニ定ムルモノトス

左記

一、郡内ヲ左ノ六區ニ分割シ其ノ分割區内ニ於ケル窮民ハ其ノ區域内ニ住スル會員ニ於テ施薬施療ヲ擔任スルモノトス

ス

- 第一區 三國町、新保村、加戸村、雄島村、木部村
- 第二區 芦原村、本莊村、北潟村、吉崎村
- 第三區 細呂木村、金津町、伊井村、坪江村、鐵岳村
- 第四區 丸岡町、長畠村、竹田村、高椋村、鳴鹿村、磯部村、東十郷村
- 第五區 春江村、大石村、兵庫村、大闊村

第二節 優詔褒獎による興奮の喚起

第五章 醫療保護事業の擴充時代

三五四

第六區 濱四郷村、鶴村、大安寺村、本郷村、窪村、鷹巣村

一、施薬施療券ヲ所持スル者ニ對シ之ヲ施シタルトキハ毎月末日ニ左記要項ニ依リ其ノ狀況ヲ會長ニ申告スルモノトス

1 患者ノ住所氏名年齢
2 病名
3 現症
4 豫後
5 治療後ノ狀況
6 施薬施療ノ方法及之ニ要セシ經費

三、會員ニシテ施薬施療券ノ交付ヲ受ケタルモノニ對シ特ニ施薬施療ヲ爲シタルトキハ前項ニ準シ會長ニ申告スルモノトス

施薬施療券領布方法

第一條 施薬施療券ハ本醫師會ニ於テ百枚ヲ限り本郡内各町村へ頒布スルモノトス

第二條 施薬施療券ハ本郡長へ依嘱シ第三條ノ申告者アルニ當リ一町村三名ヲ限り交付スルモノトス

但シ一區域内ニ於ケル町村内ノ町村ニシテ當該者六キトハ其ノ町村ノ配當數ヲ區域内ノ町村ニ交付スルモノトス

施薬施療券ハ三國町ニ五名、丸瀬町金津町ニ各一名宛増加交付スルコトヲ得

第三條 本郡内町村ノ住民ニシテ傷痍、疾病ニ罹リ之ヲ扶助スル者ナク又ハ扶養義務者アルモ扶助スルノ資力ナキ窮

民アルトキ町村長又ハ警察官吏ニ於テ救護ヲ要スヘキモノト認メラレタルトキハ町村長及警察官吏ノ事由ヲ具シタル書面ヲ以テ郡長へ施薬施療券交付方申出ツヘキモノトス

第四條 郡長ハ施薬施療券ヲ交付セシトキハ其ノ住所人名ヲ醫師會長ニ通知スルモノトス

第五條 施薬施療ヲ受ケタル者轉歸シ又ハ郡外へ轉住セシ者ノ施薬施療券ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

附則

施薬施療券ニシテ効力ヲ失シタル數ニ對シテハ次年ニ於テ更ニ其ノ數ヲ補充シ本會長ヨリ郡長ニ送付スルモノトス
施薬施療券ハ左記様式ニ依ルモノトス

施薬施療ハ四十四年十月一日ヨリ實施ス

(五) す

施 薬 施 療 券	裏
坂井郡 町 村 番地	
族稱續柄	
氏 名	

一、此施薬施療券交付ヲ受ケタル者ハ藥價治療費往診等總ヘテ無料ナリ
二、此券ヲ受ケタル者ハ本人住所地ノ區域内ニ開業スル醫師ノ診斷治療ヲ受ケキモノトス

三、此券ヲ受ケタル者ニシテ治癒、死亡又ハ郡外へ轉住セシトキハ此券ノ効力を失フモノトス

第一區 三國町、新保村、加戸村、雄島村、木部村
第二區 苗原村、本庄村、北湯村、吉崎村
第三區 細呂木村、金津町、伊井村、坪江村、劍岳村
第四區 丸瀬町、長畠村、竹田村、高根村、鳴鹿村、磯部村、東十郷村
第五區 春江村、大石村、兵庫村、大瀬村
福井縣坂井郡醫師會印

第二節 優遇漢發による興奮の喚起

三五五

第六區 濱四郷村、鶴村、大安寺村、本郷村、栗村、鷹巣村」

(1) 東京醫事新報 第一七一五號(明四四・五・六)三四一五頁	(2) 同 第一七八號(明四五・五・二七)三五頁
(3) 醫事新聞 第八二九號(明四五・五・一〇)七九一八〇頁	(4) 同 七九頁
(5) 東京醫事新報 第一七一七號(明四五・五・一〇)五四頁	(6) 同 同 同 第一七一七號(明四五・五・一〇)五四頁
(7) 東京醫事新報 第一七一九號(明四五・六・一〇)四八頁	(8) 同 同 第一七二〇號(明四五・六・一〇)五四頁
(9) 同 同 第一七二一號(明四五・五・一〇)五四頁	(10) 同 同 第一七二二號(明四五・五・一〇)五一頁
(11) 同 同 第一七二三號(明四五・九・一〇)四三頁	(12) 同 同 第一七二五號(明四五・七・一五)四一一二頁
(13) 同 同 第一七二三號(明四五・七・一)五六・五五頁	(14) 同 同 第一七二四號(明四五・七・八)四五頁
(15) 同 同 第一七二四號(明四五・七・九)一七七一九頁	(16) 同 同 第一七二四號(明四五・五・一〇)五四頁
(17) 同 同 第一七二四號(明四五・五・一〇)五四頁	(18) 同 同 第一七二四號(明四五・五・一〇)五四頁
福井縣坂井郡誌(大元・九)一七七一九頁	

第三節 優詔渙發による朝野の救療計畫

一 朝野戮力による濟生會の成立

施藥救療に關する 勅語を賜はるや、貴族院に於いては直ちに各部理事の會議を開いて、恩賜金の處分について專ら閣臣の爲すところに信頼することとし、衆議院に於いては一月十四日、議長長谷場純孝より施藥救療に關する 勅語下

賜の旨を報告し、勅語を捧讀したる後「唯今朗讀致しましたる最も有難き 聖旨に致し奉りて本院の採るべき途は謹んで深く考慮を重ね後日諸君に御詰り致したいと思ひます」⁽²⁾としたのである。

一方、内閣は臨時閣議を開催し、桂内閣總理大臣は閣僚と共に慎重審議の上、恩賜金に關する大體の方針を定め、平田内務大臣と共に専ら其の任に當ることとなり、先づ貧困者救療に關する調査を遂げたる結果、恩賜金を以て財團法人を設立し、全國有志の義金を加へ、以て一大救療事業を起して 聖旨を具現せんとしたのである。かくて時の内務次官一木喜徳郎、内務省地方局長床次竹二郎、同衛生局長小橋一太並に内閣書記官長柴田家門及び内閣總理大臣秘書官長島隆一等を委員に擧げて、首相官邸に會して諸種の準備に著手し、財團法人の組織案を作製するに至つたのである。

右組織案の成るや、桂總理大臣は參内して親しく奏上したるに、直ちに御嘉納あらせられたが、其の會名に「恩賜財團濟生會」とあるに注意あらせられ、「此の事業は朕のみにて行ふにあらず、朕が臣民と共に行ふ事業であるから、恩賜財團の四字を改むるよう」との御言葉を賜つたので、痛く感激恐懼して、一應御前を退下して考慮を重ねた末、此の儘にて御裁可賜り度き旨再度奏上したるに、「然らば恩賜財團の四字を少さくし濟生會の三字を大にし
恩賜財團濟生會とすべし」との仰せがあつて御裁可あらせられ給うたとのことである。

依つて政府は財團濟生會の設立に關し、同年四月十六日より開催された地方長官會議第一日に於いて、桂内閣總理大臣より左記設立趣意書及び協賛趣意書を發表し、朝野一致の協力に依り 聖旨に酬ひ奉りたき旨を演説して、各地方長官の贊助協力を要望し、平田内務大臣よりも亦財團計畫と事業について、詳細演説して協力を懇請したのである。⁽³⁾

「恩賜財團濟生會設立趣意書 (明治四十四年四月)

施藥救療ノ事タル、之ヲ國家衛生ノ上ニ見ルモ、將タ一般經濟ノ上ニ察スルモ、其ノ影響極メテ大ナルモノアリ。抑々濟生事業ノ我邦ニ於ケル、其ノ由テ來ル所頗ル舊シ。然レドモ施設稍々見ルベキモノアルヲ致セルハ、尙近年ノ

第三節 犀川換流による朝野の救療計畫

事ニ屬セリ。顧ルニ明治三十年、英照皇太后陛下ノ御登遐ニ際シ、慈惠救濟ノ資トシテ、特ニ内帑ノ資四拾萬圓ヲ各府縣ニ下賜セラレテヨリ、茲二十有四年、資金亦積デ今ヤ貳百八拾萬圓ニ垂ントス。其ノ中央地方ヲ通ジテ濟生事業ノ上ニ一般ノ振色ヲ加ヘタルモノ、皇室仁慈ノ餘光ニ荷フ所極メテ大ナリトス。

今上陛下ノ大御心ヲ濟生ノ事ニ致サルノ渥キ、曩ニ紀元ノ佳節ニ方リ、畏クモ不肖ヲ御前ニ召サレ、宜ク世局ノ大勢ニ鑑ミ、倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ、以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘキヲ以テセラレ、先ツ無告ノ窮民ニ對シ施薬救濟以テ濟生ノ道ヲ弘メヨトノ勅語ヲ賜ハリ、時ニ内帑ノ資金百五十萬圓ヲ下賜セラル。天德宏遠、寔ニ感激ニ堪ヘザルナリ。

近時我國ノ經濟狀態ヲ察スルニ、其推移殊ニ著シク、多數ノ細民生計ノ難ヲ感スル益々甚シク、隨テ疾病ニ罹ルモ容易ニ醫藥ヲ受クルヲ得ズ、爲ニ往々其天壽ヲ完フルコトヲ得サル者アルノミアラズ、一人ノ疾病ハ更ニ他ノ勤勞ヲ妨グ、延イテハ老弱ヲシテ飢餓ニ瀕セシムモノナキニアラズ。此ノ如キハ適々以テ一國ノ活力ヲ消耗シ、一國ノ生產力ヲ滅殺スルコト少カラザルモワアラン。

濟生ノ道、固ヨリ講ズベキ事多シ。然レドモ貧民救濟ノ一事ハ、刻下ノ狀況ニ觀テ、殊ニ最モ其ノ急務タルヲ感セズンバアラズ。茲ニ聖勅ヲ奉體シ、朝野力ヲ戮セ、同志胥謀リ、恩賜ノ資ヲ基本トシテ、更ニ加フルニ有志ノ義金ヲ以テシ、普ク全國ニ瓦リテ救濟ノ普及貫徹ヲ期セントス。」

「恩賜濟生會協議趣意書（明治四十四年四月）

濟生救濟ノ事タル、救濟事業中ニ在リテモ、民ノ休戚ニ最モ緊切ナル關係アルコトハ、今更言ヲ須タズ。又之ヲ國家衛生ノ上ニ見ルモ、將タ之ヲ一般經濟ノ上ニ察スルモ、其影響スル所極メテ大ナルモノアリ。殊ニ國運ノ進蝕ニ伴ヒテ之ガ施設ヲ爲スコト、更ニ一層ノ急ヲ感セズンバアラズ。

抑々救濟事業ノ我邦ニ於ケル、其由テ來ル所頗ル舊シ。然レドモ世人ノ汎ク之ガ必須ナルコトヲ認識スルニ至リ、施設ノ亦隨ヒテ稍觀ルベキモノアルヲ致シタルハ、蓋シ極メテ近年ノ事ニ屬セリ。顧ルニ明治三十年、英照皇太后陛下御崩御ノ事アルニ丁リ、慈惠救濟ノ資トシテ、特ニ内帑ノ資四拾萬圓ヲ各府縣ニ下賜セラレテヨリ以來、歲ヲ閏スルコト十有餘年、資金モ亦今ヤ積デ貳百八拾萬圓ニ垂ントス。其中央地方ヲ通ジテ救濟事業ノ上ニ一段ノ振色ヲ加ヘタルモノ、皇室仁慈ノ餘光ニ荷フ所極メテ大ナリトス。救濟事業ハ公私ノ施設ヲ通ジテ其數既ニ四百有餘ニ達シ、其經營往々觀ルベキモノナキニアラザルモノ、而カモ之ヲシテ益々改善ノ實ヲ擧ゲ、其ノ内容ヲ整齊シテ、以テ完成ノ域ニ達セシメンコトハ、前途尚頗ル遼遠ナリト謂ハザルベカラズ。

畏クモ本年紀元ノ佳節ニ當リ、今上陛下ニ於カセラレテハ、親シク桂總理大臣ヲ御前ニ召サレテ、世局ノ大勢ニ隨ヒ、倍々憂勤シテ業ヲ勤メ教ヲ敦ウシテ、以テ健全ノ發達ヲ遂ケシメ、先ツ無告ノ窮民ニ對シテ、施薬救濟、以テ濟生ノ道ヲ弘メヨトノ勅語ヲ賜ハリ、特ニ内帑ノ資百五拾萬圓ヲ下賜シ給フ旨ノ御沙汰アラセラル。天德宏遠ニシテ、窮民ヲ軫念セラルノ渥キ、誰カ感奮興起セザルモノアランヤ。」

今ヤ泰西ノ諸國ニ在リテハ、何レモ其力ヲ濟生救濟ノ事ニ致サザルハナク、或ハ公費ニ依テ自宅救濟又ハ入院救療ノ普及ヲ圖リ、或ハ各種ノ慈善團體又ハ富豪ノ寄附等ニ依リテ、幾多ノ施療病院ヲ建設シ、其他各種ノ施薬救濟ノ方法ヲ立テ、以テ療病ノ途ヲ得セシムル等、孜々トシテ其及バザランコトヲ是レ恐ルルノ狀アリ。然ルニ顧ミテ之ヲ我邦ニ察スルトキハ、一般救濟事業ノ數、近時漸ク增加スルニ至リタリト雖モ、之ガ施設ノ實状ハ、尙遠ク泰西ニ及バザルノ憾アリ。殊ニ施療救濟ノ事ニ至テハ、其數ヨリ謂フモ、更ニ著シキ遜色ナキヲ得ズ。現ニ公費救護ノ法規ニ據ルモノノ外、之ガ機關トシテ經營ノ蹟稍觀ルベキモノハ、二三ヲ算シ得タルニ過ギズ。其他團體及個人ノ經營ニ係ルモノ、固ヨリ之ナシトセザルモノ、規模何レモ小ニシテ、其施設尚頗ル不完全ナルヲ免レザルモノ

ノ多シ。

殊ニ我邦近時ニ於ケル經濟狀態ノ推移甚ダ著シキモノアリ、多數ノ細民ヲシテ、爲ニ益々生計ノ難ヲ感ゼシムルノ傾向ナキニアラズ。隨テ貧民ノ疾病ニ罹ルモ、容易ニ醫療ヲ受クルヲ得ズ、空シク病苦ノ爲ニ呻吟シテ、長ク業務ニ就クコト能ハザルモノ亦勢ヒ其多キヲ加ヘザルヲ得ズ。

固ヨリ救濟ヲ爲スニ當リテハ先づ治療ノ良否如何ヲ甄別シ、以テ其事ヲ慎ミ、苟モ濫施ニ亘リテ、爲ニ惰民ヲ助長スルノ弊ナキヲ期スルハ言ヲ俟タズト雖モ、其能ク勞務ニ堪ユベキモノニシテ、醫藥ヲ得ザルガ爲、不幸ニシテ容易ニ快復シ得ベキ病患ダモ、勢ヒ益々重カラシムルノ外ナク、往々ニシテ其天壽ヲ完フルコトヲ得ザラシムルハ獨リ其人ノ爲ニ憾事トスベキノミナラズ、一人ノ疾病ハ更ニ他ノ勤勞ヲ妨ゲ、延テハ老弱ヲ飢餓ニ瀕セシメ、之ヲシテ又同一ノ窮地ニ陥ラシムルナキヲ保セズ。此ノ如キノ類若シ各地到ル所ニ多々アリトセンカ、一國ノ活力ハ之ガ爲ニ著シク消耗セラル、ヲ免カレズシテ、一國ノ生產力ハ亦爲ニ減殺セラル、ニ至ルベシ。

若夫貧民救濟ノ施設ニシテ、其宜シキヲ得疾病ノ未ダ甚シカラザルニ先チテ、早ク醫療ヲ加ヘ、一二ハ此ノ如クニシテ其天壽ヲ完ウセシメ、一二ハ此ノ如クニシテ能ク其勞務ニ從フコトヲ得セシムルコトハ、其一國ノ活力ニ裨補スル所必ズ大ナルモノアラン。施藥救濟ノ殊ニ今日ノ我カ邦ニ急ナルヲ感ズルハ、蓋シ之ガ爲ナリ。

今上陛下ノ深ク大御心ヲ貧民ノ救濟ニ注ガセラレ、殊ニ内帑ノ資ヲ下シ賜ハリテ、濟生ノ道ニ充テシメラレタルハ、殊ニ救濟事業ヲ以テ念トスル者ノ、寔ニ感激ニ堪ヘザル所ナリ。依テ茲ニ朝野力ヲ戮セ、同志者胥謀リ恩賜ノ資ヲ基本トシテ、更ニ加フルニ有志ノ義金ヲ以テシ、普ク全國ニ亘リ弘ク救濟ノ途ヲ講ジテ、以テ聖旨ノ普及貫徹ヲ期セントス。」

さて當時の爲政者が、如何に明治天皇の聖旨を濟生會に於いて對揚せんとしたかを覗ふに、設立趣意書に於いて

「施藥救濟ノ事タル、之ヲ國家衛生ノ上ニ見ルモ、將タ一般經濟狀態ヲ察スルモ其ノ影響極メテ大ナルモノアリ」と冒頭して、「近時我國ノ經濟狀態ヲ察スルニ、其推移殊ニ著シク、多數ノ細民生計ノ難ヲ感ズル益々甚シク、隨テ疾病ニ罹ルモ容易ニ醫藥ヲ受クルヲ得ズ、爲ニ往々其天壽ヲ完フルコトヲ得サル者アルノミナラズ、一人ノ疾病ハ更ニ他ノ勤勞ヲ妨ゲ、延テハ老弱ヲシテ飢餓ニ瀕セシムルモノナキニアラズ。此ノ如キハ適ニ以テ一國ノ活力ヲ消耗シ、一國ノ生產力ヲ減殺スルコト少カラザルモノアラン」と述べ、又協賛趣意書の冒頭に於いて「濟生救濟ノ事タル、救濟事業中ニ在リテモ、民ノ休戚ニ最モ緊切ナル關係アルコトハ、今更言ヲ須タズ。又之ヲ國家衛生ノ上ニ觀ルモ、將タ之ヲ一般經濟ノ上ニ察スルモ、其影響スル所極メテ大ナルモノアリ。殊ニ國運ノ進暢ニ伴ヒテ、之ガ施設ヲ爲スコト、更ニ一層ノ急ヲ感ゼズンバアラズ」と説き、更に「固ヨリ救濟ヲ爲スニ當リテハ先づ施療ノ良否如何ヲ甄別シ、以テ其事ヲ慎ミ、苟モ濫施ニ亘リテ、爲ニ惰民ヲ助長スルノ弊ナキヲ期スルハ言ヲ俟タズト雖モ、其能ク勞務ニ堪ユベキモノニシテ、醫藥ヲ得ザルガ爲、不幸ニシテ容易ニ快復シ得ベキ病患ダモ、勢ヒ益々重カラシムルノ外ナク、往々ニシテ其天壽ヲ完フルコトヲ得ザラシムルハ獨リ其人ノ爲ニ憾事トスベキノミナラズ、一人ノ疾病ハ更ニ他ノ勤勞ヲ妨ゲ、延テハ老弱ヲシテ飢餓ニ瀕セシメ、之ヲシテ又同一ノ窮地ニ陥ラシムルナキヲ保セズ。此ノ如キノ類若シ各地到ル處ニ多々アリトセンカ、一國ノ活力ハ之ガ爲ニ著シク消耗セラル、ヲ免カレズシテ、一國ノ生產力ハ亦爲ニ減殺セラル、ニ至ルベシ」と述べてゐることに徴するに、醫療保護事業を國家衛生、更には國家經濟の上より徑始し、以て一國生產力の維持増強を圖り、國家發展の基本たらしめんとするにあつたことが明瞭に看取される。

かくの如き意圖の下に、恩賜金を基本とし、之に沿ねく朝野有志の義金を加へて濟生會を經營することを明らかにし、五月八日には、桂內閣總理大臣及び平田内務大臣の連名を以て地方長官に對し、地方資產家の義金醵出方に關して盡力されたき旨の左記依頼書を發したのである。⁽⁶⁾

「桂内閣總理大臣及平田内務大臣ノ地方長官ヘノ依頼書（明治四十四年五月）」

拜啓益々御清適奉賀候陳者既ニ御了知ノ通り爰ニ紀元ノ佳節ニ當リ畏クモ優渥ナル聖勅ヲ賜リ尙施療教療ノ目的ヲ達スベキ思召ヲ以テ内帑金御下賜相成同時ニ官内大臣ヨリ御沙汰ヲ傳宣ノ趣モ有之茲ニ聖旨ヲ奉戴シ先ツ財團法人ヲ設立シテ恩賜濟生會ト名ケ之ニ有志ノ義金ヲ加へ與ニ共ニ聖旨ノ普及貫徹ヲ期スル様致度是等施行ノ順序ハ先般御上京ノ節大體御内話致置候次第モ有之中央ニ於テ貴族代表者貴衆兩院議長並在京重立タル實業家等ニ對シ贊襄ノ儀協議ノ手筈ニ有之候處地方ニ於ケル重立タル資產家ニ對シテハ直接ニ協議致度トハ存候得共其ノ人選上取捨甚ダ有之候ノミナラズ又一々上京ヲ求ムルノ煩モ如何可有之哉ト存ニ差控候間是等有志ノ人々ハ貴官ニ於テ便宜御招集別紙恩賜濟生會寄附行為並同協贊趣意書ニ依リ義金募集ノ趣旨ヲ御示相成贊襄方御勸誘相煩度此段得貴意候敬具尙ほ同日、内務大臣祕書官は命を受けて、同じく地方長官に左の通知を發したのである。⁽⁷⁾

「内務大臣祕書官ヨリ地方長官ヘ通知（明治四十四年五月）」

拜啓愈御多祥奉慶賀候陳者今般桂内閣總理大臣平田内務大臣ヨリ恩賜濟生會ノ儀ニ付被得貴意候次第有之候處右ハ各府縣ニ於テ多額納稅者又ハ之ト同様ト認ムヘキ資產家ノ氏名ヲ記入セラレ會合ノ際御渡相成候上可然御布演相成候様致度尤モ各自ノ寄附金額ハ到底一回ノ會合ニテハ決定セサルヘク存候中央ニ於テモ本月九日ヲ期シ東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋各地ノ重立タル者百九十餘名ヲ總理大臣官舎ヘ招集ミ總理大臣ニ於テ財團設立ノ趣旨ヲ演述シ平田内務大臣ハ財團事業ノ計畫ヲ説明シ以テ寄附金醸出ノ相談ヲ試ミラレ而シテ該百九十餘名ノ人々ハ別ニ各自ノ出金額ヲ打合スヘキ手筈ニ有之候ニ付其打合ノ結果ハ更ニ詳細可及御通報候間其上ニテ便宜地方資產家ノ出金額御協定相成候様致度依命此段申進候 敬具

追テ東京ニ招集可相成筈ノ人々ハ別紙ノ通り（別紙ハ畧ス）ニ有之候間貴管内ニ係ル者ヲ除キ本文御取計相成候様致度此段申添候也」

其の翌九日には、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大都市の實業家を首相官邸に招待して、午後四時より濟生會の義金募集に關する協議會を開催し、義の地方長官會議に於けると同様協力方を懇請したのである。會する者八十名、席上、桂内閣總理大臣は左記の如く

「桂首相の演説要綱」

本日は特に重要な案件に就き御協議の爲各位の御集合を煩したるに御多忙の際殊に遠隔なる諸君に於ても萬障を排し斯く御來會を辱ふせるは感謝に堪へざる所なり諸君も既に御承知の如く本年紀元節の佳辰に方り 陛下親しく不肖を御前に召され濟世治教に關する難有勅語を賜はり特に無告の窮民にして醫療の途を得ざるものあらんことを思召され施藥救療の資としての内帑資金百五拾萬圓を下し給はり宜しきに隨て之を措置し永く衆庶をして頼る所あらしめんことを期せよとの御沙汰あらせられたり 陛下が民の疾苦を軽念在らせらるゝの渥きは今更申すも畏き次第なるも斯の如き優渥なる聖旨を奉戴せる上は今後益々力を救療の事に致し窮民をして醫療の途を得ざるが如きことなからしむるは洵に今日の急務にして亦實に聖恩の一に奉答する所以なりと信す。

申す迄もなく我皇室は昔より慈善救濟の事に厚く軫念在らせられ既に奈良朝の時代に於ても施藥療病院等の設ありて其由來する所極めて遠しと雖も此事業に必要なること汎く世間に認識せられ其施設の稍々觀るべき者あるに至りたるは尙ほ近來の事に屬す回顧すれば既に十有四年前明治三十年 英照皇太后陛下崩御の時に當り特に御手許金を慈惠救濟の資として各府縣に下賜せられたり各府縣に於ては爾來專ら之を増殖して救濟事業の獎勵助成の資に充て其發達を圖れるを以て施設上少なからざる便宜を得中央地方を通じて一般に今日我邦救濟事業上一段の振色を見るに至れ

るは洵に 皇室仁慈の餘光に負ふ所なりとす幸に救濟事業も漸次其數を加へ經營の見るべきもの寡からずと雖之が改善發達を要するもの亦頗る多く其完全の域に達するは前途猶ほ遼遠なりと謂はざるべからず現に施薬救療の機關の如き其施設の稍々見るべきものは僅に指を二三の施療病院に屈するに過ぎず其他團體若は個人の經營に係るものなきにあらずと雖其規模概ね大ならず施設亦不備なるを免れず。

然るに一面細民の情況は經濟狀態の變遷推移に伴ひ益々生計の困難を感じる趨向あるは免かるべからざるの勢にして時に疾病に罹るも醫療を受くること能はず容易に恢復し得べき病患も爲めに其期を遅くし竟に夭壽を完ふする能はざる者あるが如きは獨り人道の上より觀て以て遺憾とするのみならず地方の生產力にも少からざる影響を及し一國の活力も之が爲めに著しく消耗せらるゝを免れず 陛下が大御心を第民の上に注がせられ施薬救療の資を下賜せられたるは其御仁慈の渥き今更感激に堪へざる所なるが我救濟事業が今日尙ほ此の如く不振の狀況にあるを考ふれば誠に遺憾の至りに堪へず今回各位の御集合を願ひたるも何卒にして弘く救療の實を擧げ 聖旨の貫徹普及を圖らんとするに外ならず。

而して其大體の案としては先づ恩賜金を以て財團法人を設立し之に有志の義金を加ふることゝし其名を恩賜財團済生會と稱し本會の事業に就ては 兩陛下の至貴至高の御保護を仰ぎ尙ほ總裁は皇族の中より推戴致したき考なり而して此事業は朝野一致共に力を戮せて之に従ふにあらざれば到底充分の目的を達すること能はざるを以て各位宜しく此意を諒とせられ 聖旨の貫徹に對し御盡力あらんことを希望す尙ほ其組織事業等の詳細は内務大臣より陳述せらるべきを以て宜しく御商議を竭されんことを切望す」

と演説し、次いで平田内務大臣は財團計畫と其の事業施設に關して説明を行ひ、協力を要望したのである。今、之を少しく述べて ^{恩賜}財團済生會の行はんとする事業内容をうかがふに、平田内相は演説の冒頭に於いて優詔を下し賜へる

聖恩の洪大なるを感激して語り、次いで、聖旨對揚の爲めの救濟事業の緊要なる所以を、我が國斯業の諸外國に比して極めて劣弱なる點を指摘しつゝ、左の如く叙べてゐる。⁽¹⁰⁾

「平田内相の演説要領

本年紀元節に當り桂首相を御前に召されて下し給はりたる聖勅と云ひ施薬救療資金の御下賜と云ひ聖恩の洪大なる洵に感激に堪へざる次第なり。

救濟事業に就ては政府に於ても夙に其必要を認め専ら之が指導督勵に勉め其施設の優良なるもの並に發達の見込あらるものに對しては獎勵金又は助成金を下付して事業の普及を期しつゝあるも之を泰西諸國に比すれば尙著しく遜色あるを免れず即ち泰西諸國に在ては各種の救濟事業も大に整頓し殊に貧民患者に對しては或は公費に依て自宅救療の道を開き或は入院救療の便を與へ或は慈善團體其他富豪の寄附等に依りて多數の施療病院も建築せられ其他各種の施薬救療の方法に依て療病の風を得せしむる等公私共に専ら其力を竭しつゝあり又死亡統計の上より見るも現に英國の如きは人口千人に就て僅に十四人獨逸に於ても同じく十八人に過ぎずして漸次減少の傾向を示しつゝあるに拘はらず我邦の死亡率は尙依然として二十人内外を算し毫も減少の傾向なし是等は必ずしも公私救療事業の施設如何にのみ歸すべきものにあらざるも救療事業の關係する所少なからざるは固より言を俟たざる所なり」

次いで施薬恩賜金に依る救療事業を行ふため、財團済生會を設立して 聖旨の貫徹普及に努むることと決定したる旨を述べ、更に済生會の組織に關して言及し、總裁に皇族を拜戴し、顧問、會長、副會長、理事、評議員等を設くるものとし、次の如く⁽¹¹⁾

「施薬救療資金の御下賜に就ては窮民を 御軫念あらせらるゝ大御心の深きに感激すると與に朝野力を勵せて最良の方法を端し以て 聖旨の貫徹普及を圖らざるべからず右に就ては總理大臣より演説ありし如く御下賜金を以て一の財

國法人を設立し之を恩賜財團濟生會と名け之に有志の義金を加へて汎く救療の實を擧げんことを期す同會の組織に就て其大體を述ぶれば財團の總裁として、皇族を奉戴し顧問、會長、副會長を置くの外専ら事務處理の任に膺り財團を代表すべき理事を置き又重要な案件を審議する爲め評議員を設け本會の事業に贊同する人々の中に就き各方面より選定せんとす又本會の事務を翼賛する人々は之を會員として永く其誠意を紀念し其協力に由て本會事業の大成を期せんとす」

と説いてゐる。つゞいて済生會に於いて行はんとする事業の大要を説明して、全國樞要の地に施療病院を漸次設立すると共に、他方施薬救療を普及せしむる爲め施療券を發行し、之により各府縣に於ける赤十字社支部病院を始めとし、公立病院、醫師會又は開業醫に診察治療を委託せしむるの二方法⁽¹²⁾に依るべきことを左の如く。

「本會の事業は大體之を二つに分ち即療病院の設立と施療券の配付とに依り汎く全國各地に救療の普及を圖らんとする考なり言ふ迄もなく大都市に在りては窮民の數も多く其生活狀態も概して困難なるが故に樞要の都會地には成るべく療病院を設立し度き考なるも一時に其運に至らざるに依り特に必要なる地に漸を以て之を設くること⁽¹³⁾又全國に亘り汎く施薬救療の普及を圖らんとするには種々の方法もあるべく隨て充分研究を要するも先今日に於ては適當の標準に依りて施療券を各府縣に配付し寒村僻地に至るまで普く聖恩に浴せしめんと欲す。

又施療券は之を各地に配付し各府縣の赤十字社病院、公私立病院、醫師會又は開業醫等に委託して診察治療を行はしむる考へなるも其施療を要すべき人員に就ては乍遺憾全國患者の統計なき爲之を豫定すること甚だ困難なり歐洲諸國に於ても矢張り精確の統計なるものなく獨逸の衛生大家ベッテンコーエル氏の所説を基として計算するに依り今假りに其例に倣ひ死者一人に付患者三十四人疾患治療の平均日數二十日として之を我邦現時一ヶ年の死亡總數百萬人に割當て全國患者の總數を推算すれば三千四百萬人の患者ある割合となるべし乍併此内窮民として施療を要すべきものを

は果して幾何なるか其要否を甄別するに就ても地方の狀況に依り自ら異同もあるべく一概に標準を定むることは固より困難なるも大體其百分の一を施療するものと假定すれば三十四萬人となる割合なり。

尙終りに一言すべきは各地有志の義金に關する措置是なり此有志の義金は之を中央に集注し一財團の下に管理及利運用の方法を講ぜんとす此の如くして之を各府縣に分置せざる所以の者は各府縣に於ける救療を要すべき患者の數は之を豫定すること頗る困難なるのみならず其數も亦年に異動あるを免れざるべく之に加ふるに是を各地に分置するに於ては其資金の間に自から多寡を生じ救療を要する患者と資金とは平衡を保つ能はずして隨て其救療上にも厚薄を生じ地方に依り偏重偏輕を見るが如きことなきを保せず是故に寒村僻地に至るまで齊しく聖恩に浴せしめ全國に亘りて過不及なく公平に救療の實を擧げんとするには中央に於て之を統べ全國各地の救療狀態に基きて年々豫算を立て施療券を配付するを以て最も其方法の宜しきを得たるものと認む」

と述べてゐる。之に對して、參集の實業家を代表して男爵瀧澤榮一は、贊同の意を表明して次の如く⁽¹⁴⁾

「畏くも今回、御恩召を以て施薬救療の爲め、内帑の資を賜りたるを以て、聖旨を奉戴し、廣く、大御心の御趣意を全國に貫徹せしめんが爲め、今日兩大臣より一同御招きを蒙りたるは、洵に感激に堪へず、又甚だ光榮とする所なり。只今詳細兩大臣より拜承し、恩賜財團設立の件並施設の大體に於ては至極適當の次第と存じ、我々一同は恩賜金を盡基として、一日も速に其の成立を希ふ所なり。扱て今回の御方案に就ては、朝野各方面の方々と、已に十分協議を盡され、又尙協議せらるゝこと⁽¹⁵⁾存するも、推察するに、今夕は主として實業方面の者に向て謀られたるものと存す。我々此の方面の者は、よし都合により參集せざりし者も、皆深く今回の聖旨に感激するの一事に至りては、何れも同様の事なるべしと信ず。申すも畏けれど、陛下に於かせられては何事に拘らず、平素御質素を旨とせられ、庶民の安危に對して、常に深く軫念あらせらるゝは、拜察し奉る所なるが、今回特に此の優渥なる御沙汰を拜し奉りては、

獨り内地の同胞のみならず、殖民地海外各地に在る數千萬臣民一同の者、悉く有り難き感泣の情を以て、聖恩を拜する次第にして、不肖榮一も亦茲に唯滿額の感涙を以て、恭しく感激の辭を述べるの外、何等言葉の加ふべきを知らざるなり。顧みるに進取の國是を樹つるに當り、御聖文武に涉らせ給ふ。今上陛下が、廣く文化を海外に求められ、國家今日の隆運を啓き給ひたるは、陛下の赤子が長へに其の惠澤に浴する所なること、今更申すまでもなし。例せば國家の富力が、隆々今日に至りしものも、各實業家が聊々大馬の勞を辭せざりしには相違なきも、是れ皆一に、皇恩聖徳の餘光を仰ぎ、僅に其の萬一に奉答せんことを期したるまでの事なり。而して既に國家の隆運を啓かせ給ひたる、無二の聖徳が、今日亦延いて人を濟ふの點に於て、再び有難き御恩召を蒙るに至ることは、兩々相須つて感激交々至り、何とも申し述べるに言葉なきを感じする所なり。扱て我邦濟貧恤窮の事業は、其の進歩固より泰西諸國の如く熾んならず。是れ我古來の習として、人々家を尊み族を重んずるの美風あり、一の私を以て、多く公を煩はるに至らざりしに依れり。然るに今や世の推移又經濟の變遷に伴ふて、茲に新に公共の救濟に就て考慮せざるを得ざるに至れるは、事の順序に於て亦然らざるを得ざりしなり。就ては今日御謀りになりたる此の新財團が、十分に今日の必要に應じ、其の公共の救濟を全うし、又其の効用を廣く全國に及ぼすが爲には、申すまでもなく、成文多額の義金を加ふるに至らんことは、切に希望して已まさる所なり。殊に爾來財政の整理に依りて、公債の利子低減の運に至りたる今日は、努めて多額の資を得るに非ざれば、其の利子を以て永遠に聖旨を貫徹するには或は、遺憾少からざるもの多かるべきを憂ふ。不肖の如きは、固より御承知の通り、甚だ以て微力なりと雖も、此の席に列せらるゝ方々の中には、其の御精神は固より、其の實力に於ても亦遺憾なく贊助の誠を致さるべき向の少からざるべきを確信するものなり。唯返す返すも申上げ置き度きは、此の財團の成立及其の將來は、社會各方面の人々より十分なる誠意を以て迎へられんこと、又寄附の義金がよし貧者の一燈は喜んで之を歓迎すべきも、主として有力の義金を眼目となし、零戸に夫々五名宛を推舉することとし、八時半散會したのであつた。因みに同協議會の模様を、當時の新聞は下記の如く報道してゐる。^[14]

「御内帑金百五十萬圓御下賜處分に關する、財團法人濟生會設立に關する協議會は、九日午後四時より永田町首相官邸に於て開かる、出席者は主人桂首相を始め、平田内相、杉、永島、西園寺、坂田の各秘書官、小橋衛生局長、湯浅、井上の兩參事官及び東京、大阪、横濱、神戸、名古屋に於ける資產家有志家にして、今日來集せざる方々に向つても、十分誘導等に就き、協議を盡したく存する所なり。又各地の資產家有志家にして、今日來集せざる方々に向つても、十分誘導の勞を取り、何れも進んで應分の力を盡し、此の有難き聖旨の普及と其の貫徹とを期せんことを欲す。云々」

と挨拶し、それより義金募集に關して種々協議の結果、世話人として東京二十名、大阪十名、横濱、名古屋、京都、神戸に夫々五名宛を推舉することとし、八時半散會したのであつた。因みに同協議會の模様を、當時の新聞は下記の如く報道してゐる。

「御内帑金百五十萬圓御下賜處分に關する、財團法人濟生會設立に關する協議會は、九日午後四時より永田町首相官邸に於て開かる、出席者は主人桂首相を始め、平田内相、杉、永島、西園寺、坂田の各秘書官、小橋衛生局長、湯浅、井上の兩參事官及び東京、大阪、横濱、神戸、名古屋に於ける資產家約八十餘名にして、先づ別項恩賜財團濟生協賛會設立趣旨書及び寄附行為の定款草案を配布したる後、桂首相及平田内相は、各一場の演説を試み、之れに對し濱澤男は來賓一同を代表して鄭重なる挨拶を述べ、尙ほ今回の計畫が我邦現在の狀態に於て尤も機宜に適せる所以を詳述して賛同を表し、就ては該計畫を遂行せしむる爲め、各地方毎に義金を集めしむべく、夫々世話人を設けたしと述べて結び、夫より食堂を開き一同晚餐を共にしたる後、別席にて種々協議の結果、東京二十名、大阪十名、横濱、名古屋、神戸は各五名宛の世話人を設くることに決し其氏名は同夜各地を代表して列席したるものにて取纏めの上決定すること、し、八時半散會したるが、世話人決定の上は近く第二回の會合を催す筈なりと云ふ」

さて右の地方長官會議並に實業家の協議會に次いで、桂首相は更に新聞社の協力を頼はすべく、同月十二日、新聞記者團を首相官邸に招待して懇談を遂ぐる一方、同日、東京世話人會を、同月二十九日、第二回東京世話人會を開催して

着々準備を進めたのであつた。

因みに第一回東京世話人會召集に關して、左の新聞報道がある故、参考までに左に掲出することとする。⁽¹⁵⁾

「済生會設立に付大體中央の醸金額見据付たるにより廿九日午後二時永田町總理大臣官舎に、東京のみの世話人を召集して協議を逐ぐべく、廿六日通牒を發したり。當日の會合に於て、第一に在京貴族院議員及富豪其他の醸金額決定すべく、引續き同會設立に關して二三の協議行はるべし。被召集世話人は左の二十名なり。

瀧澤栄一、松尾臣善、高橋是清、豊川良平、益田孝、添田壽一、國琢磨、近藤慶平、山本達雄、安田善次郎、濱口吉右衛門、朝吹英二、大倉喜八郎、中野武營、佐竹作太郎、柿沼谷藏、馬越恭平、中澤彦吉、大橋新太郎、福原有信」

かくて萬般の事務的準備が結了したので、恩賜濟生會設立に關して設立名義人桂太郎より五月三十日午前設立許可の申請書を東京府廳に提出し、同日午後一時内務省の許可指令があつて、茲に正式に恩賜濟生會は其の設立を見るに至つたのである。⁽¹⁶⁾ 東京朝日新聞の報道に⁽¹⁷⁾

「恩賜財團濟生會設立名義人桂太郎公は、三十日前其設立認可申請書を東京府廳に提出し、阿部知事は直に之れを内務省に進達し、同省は即刻認可の指令を與へたれば、該會は茲に公式に設立されし譯にて、一兩日中裁判所の登記を經て官報に登載さるべし、該申請書に依る財産の基金は、恩賜金百五十萬圓及び之れに對する二月十一日以降五月廿九日までの利子一萬一千三百六十圓（一日百二十圓の割）を加算せるものにして、定款（寄附行為）は眞に首相官邸に於て發表されしものに一一字句の修正を加へたるものなり、略⁽¹⁸⁾」

とある。越えて三十一日、東京區裁判所の法人手續を完了するに至つたが、『慈善』誌上に掲載されてゐる所を其の儘掲ぐるに左の如くである。

「法人登記公告

○法人登記簿第六冊第二二一號

一、名稱 恩賜財團濟生會

一、事務所 東京市麹町區大手町一丁目無番地

一、目的 明治四十四年二月十一日内閣總理大臣に賜りたる勅語の旨を奉載し 天皇陛下 皇后陛下 至貴至高の保護を仰ぎ施業救療に關する事業を擧ぐるに在り

一、設立認可の年月日

明治四十四年五月三十日

一、資産の總額

金一百五十一萬一千三百六十圓

一、出資の方法

帝室恩賜金及其利子並に寄附金品

一、理事の氏名

東京市芝區三田一丁目四十六番地

右明治四十四年五月二十一日登記

桂 太 郎

更に六月五日、六大都市の世話人協議會を首相官邸に開催し、柱首相を始めとし、平田内相以下出席して懇談を遂げ、其の後十九、二十三、二十六日、七月一日、同七日の數次に亘つて協議會を開き⁽²⁰⁾ 尚ほ六月十六日、内務大臣祕書官よ

り各地方長官に對して、濟生會設立に關する其の後の經過を通報すると共に、一段の盡力を依頼する旨の左の依頼狀を送達したのである。⁽²⁾

「内務大臣祕書官ヨリ地方長官ヘノ依頼狀（明治四十四年六月）」

拜啓濟生會へ寄附ノ儀ニ關シテハ多々御配慮煩ハシ居候處御参考迄當地ニ於ケル世話人會協定ノ模様等御通知致候一、五月九日東京、大阪、横濱、神戸、名古屋各市ノ資產家約百九十餘名ヲ總理大臣ヨリ官邸ニ招待相成リ首相及内相ヨリ濟生會設立ノ趣旨ヲ演ヘ其ノ翼賛ヲ求メラレタルニ何レモ戮力 聖旨ノ貫徹ニ勉メンコトヲ誓ヒ便宜世話人ヲ東京ハ二十人大阪ハ十人其ノ他ハ五人宛ヲ置キ之カ斡旋ノ任ニ當ラシムルコトニ決シタリ

同月十二日東京新聞記者ヲ總理官邸ニ招待セラレ首相ヨリ新聞ノ助力ヲ請フ旨ノ挨拶アリ同日午後二時ヨリ東京世話人會ヲ同官邸ニ催フシ法人ノ寄附ニ關シ協議ノ結果先づ個人ノ寄附ニ著手シ其ノ成績如何ニ依リ更ニ法人寄附ノ問題ヲ考究スルコトシ個人寄附ニ關シテハ世話人中ヨリ更ニ三人ノ特別委員ヲ定メ此ノ三人ヨリ資力ノ程度ニ應ジ大凡五階級ニ分チ寄附ヲ依頼スベキ人名又其ノ金額ヲ豫定シタル原案ヲ作製シ次ノ相談會へ提出スルコト、ナレリ

五月二十九日總理官邸ニ第二回東京世話人會ヲ開キ前回選定シタル特別委員三人ノ作製ニ係ル原案ニ就キ協議シ本月五日六大都市ノ世話人會ヲ同官邸ニ開キ左記各項ノ通協定シタリ

一、寄附ヲ依頼スベキ人及其ノ見込金額ヲ調査シ東京ハ桂内閣總理大臣ヘ地方ハ知事ヘ可成速ニ報告スル事

一、寄附内諾者及其ノ金額ヲ六月末日迄ニ東京ハ桂總理大臣ヘ地方ハ知事ヘ報告スル事

一、寄附内諾者及寄附ヲ依頼スベキ人ヲ七月上旬ニ東京ハ桂總理大臣地方ハ總理大臣ニ代リ知事招待シ寄附帳ノ記入ヲ求ムル事

一、寄附者ノ希望ニ依リ十ヶ年以内ノ年賦トナスモ差支ナキ事

一、先づ個人ノ寄附ヲ勧誘シ其ノ結果ニ依リ更ニ法人ノ寄附ニ付協議スル事
尙席上總理大臣ヨリ参考トシテ左ノ通り述ベラレタリ

一、華族ノ寄附ニ付テハ華族全般ノ寄附ヲ求ムル外大華族ニ對シテハ更ニ特別ノ寄附ヲ勧誘スル事

一、官吏ノ寄附ハ二箇年賦トシ左ノ標準ニ依リ出金ノ見込ナリ

勅任官（大臣ヲ除ク）ハ年俸十分ノ一奏任官ハ^{年俸千五百圓以上ハ年俸十五分ノ}一年俸二十五分ノ——判任官ハ勧誘セズ

又本月十三日總理官邸ニ於テ東京世話人數名及一部ノ資產家ヲ招待勧誘シタル結果當日寄附金額ヲ申出タルモノ數名アリ其ノ他世話人ノ勸誘等ニ依リ東京横濱ニ於テ既ニ寄附金額ノ内定セルモノ別表ノ通リナリ（別表略）

本日迄ノ經過大要右ノ通ニ有之候ニ付御承知相成度尙地方ニ依リ種々事情モ可有之存候得共當方ノ希望スル所ハ左記各項ノ通ニ有之候間御含ノ上可然御取計被下度候

一、寄附ヲ依頼スベキ向ハ其ノ出金五百圓以上ノ見込アル人ヨシ地方ハ狀況ニ依リ右金額以下ノ勧誘ヲ必要ト認メラルル場合例ヘハ一郡内ニ五百圓以上出金スル者一人モ無之等ノ場合（尤モ群ニ依リ出金者ナキモ苦カラス）ニハ御見込ニテ相當程度ヲ定メラル様御取計ヲ得度シ

一、寄附金ハ希望ニ依リ十箇年以内ノ年賦トスルモ差支ナシ

一、寄附決定ハ時期ヲ失セザル様致度ニ付可成速ニ御取纏有之度若シ全部ノ決定ニ至ラザル場合ハ重立タル分ダケニテモ七月中旬迄ニ一先御報告有之様御含下度

一、特別有力ナル資產家ニシテ多額ノ寄附ヲ爲ス見込アル者ノ内當方ヨリモ共ニ勧誘スルヲ便宜トスルモノアラバ至急申越サレタシ

以上ハ貴官ノ御含迄ニ申進候次第三御座候間左様御承知相成度又現時六大都市ニ於テ得ベキ義金ノ情況ヨリ豫想スレ

バ右六大城市ヲ除キ他ノ各縣ニ於テ總計凡ソ五六百萬ノ義金ヲ得ルニ於テハ事業經營上差支ナキ見込ニ御座候間御舍置相成度依命御依頼旁此段申進候 敬具」

かく着々事業開始の準備も整ひ、此の年八月二十一日、御沙汰に依り總裁に伏見宮貞愛親王殿下を拜謁することなり、會長副會長は總裁の奏請により勅裁を經、顧問は勅許を得て左の如く職任及び嘱託されたのである。⁽²²⁾

「總裁 伏見宮貞愛親王殿下
會長 公爵 桂 太郎
副會長 男爵 平 田 東助

顧問

公爵 山 縣 有 朋 公爵 大 山 嶴 侯爵 松 方 正 義 侯爵 井 上 銀
公爵 德 川 家 達 侯爵 西 園 寺 公 望 伯爵 渡 邊 千 秋 伯爵 大 隅 重 信
伯爵 板 垣 退 助 男爵 達 澤 栄 一

越えて翌四十五年四月十四日、内務大臣は、地方長官會議の開催を機として救療事業に關する地方長官の意見を徵して協議を遂げたる結果、同月十九日、同會の全國的救療方針を決定して之を發表したが、道、府、縣毎に亦大々救療規定を制定することとなり、大體診療券を發行して委託診療を行ふの方法を採用するものとし、他方漸次全國権要の地に病院又は診療所を設置することとして、救療を實施することとなつたのである。斯くて吾が國最大の救療事業活動が、⁽²³⁾皇室の御仁慈に依りいよいよ實行されることとなつたのであつて、以上、濟生會が成立するまでの経過を主として述べたが、成立後のことに關しては下巻各説に之を述べることとする。

註 (1) 濟生會・恩賜濟生會志(昭一二・四)三〇頁

大日本帝國議會誌 第八卷(昭三・八)	三四九頁
前掲濟生會志	三〇一一頁
同	三二一三頁
同	三三一五頁
同	三五二六頁
同	三六一七頁
國家醫學會雜誌 第二九一號(明四四・六・三〇)	一〇三頁
慈善 第二編 第一號(明四四・七)	三一頁
慈善 第三編 第一號(明四四・七)	三一一三頁
同	三三三頁
同	三四一四頁
同	三四一五頁
前掲濟生會志 三七一四〇頁	
東京日々新聞(明四四・五・一〇)〔新聞集成明治編年史 第十四卷(昭一一・六)四一一一頁〕	
前掲濟生會志 四〇頁	
東京朝日新聞(明四四・五・一七)〔前掲新聞集成明治編年史 第十四卷 四二二三頁〕	
慈善 第三編 第一號(明四四・七) 四四頁	
國家醫學會雜誌 第二九四號(明四四・九・一〇) 一四一一三頁	
前掲濟生會志 四〇一二頁	
(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10)(9)	